三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十五年三月
四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。
五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○東北地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
登米市津山町横山字上の山一六二番五から同市津山町横山字黒沢一六四番一四まで	前	七・一九～一一・三二メートル	〇・六八八キロメートル
	後	一〇・三〇～二四・四五メートル	〇・六八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	東根市大字関山字西原一二六七番五から同市大字関山字原西二五六番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十四日

○関東地方整備局告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年十二月十四日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り及び三・四・一号宇都宮栃木線
三　事業施行期間　自平成二十四年十二月十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　栃木県宇都宮市桜二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、北一の沢町、中一の沢町、西大寛二丁目並びに睦町地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月十四日から三十日間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　路線名　東九州自動車道
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市須美江町一〇九〇番二から同市北川町長井字上迫五五七五番一まで	前	一三・六五～二二四・八メートル	五・六六〇キロメートル
	後	一三・六五～二四八・四〇メートル	五・六六〇キロメートル

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から三十日間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東九州自動車道	延岡市須美江町一〇九〇番一二から同市北川町長井字上迫五五七五番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十五日十五時

○九州地方整備局告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
延岡市北川町長井字本村五四一〇番一から同市天下町二七四番まで	一一・〇～一五七・七五メートル	一二・七五九キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年十二月十四日

○九州地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北川町長井字新道五九八五番三から同市塩浜四丁目一六五九番五まで	前	一二・〇～一六一・〇〇メートル	一六・一〇〇キロメートル
	BA	一六・〇〇～八八六・〇〇メートル	二〇・三四九キロメートル
	後	一二・〇〇～一六一・〇〇メートル	一六・一〇〇キロメートル
	BA	一六・〇〇～八八六・〇〇メートル	二〇・三四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所